

相続人代表者指定届出書 兼 現所有者申告書

(あて先)

令和 年 月 日

上尾市長 届出人 住所

氏名

電話番号

- ① 上尾市固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第9条の2第1項後段の規定により、納税義務を承継する相続人の「代表者」を次のとおり届け出ます。
- ② 上尾市固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、上尾市税条例第74条の3の規定により、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次の通り申告します。

所有者 【被相続人】	氏名		死亡年月日	年 月 日
	死亡時の住所			
現所有者 （相続人の代表者）	氏名 個人番号（上尾市外の方のみ記入）		被相続人との続柄	
	住所（居所）	電話番号		
相続人及び現所有者 （代表者除く）	氏名 個人番号（上尾市外の方のみ記入）	被相続人との続柄	住所（居所）	
	□□□□□□□□□□□□			
	□□□□□□□□□□□□			
	□□□□□□□□□□□□			
	□□□□□□□□□□□□			

※記載欄が不足する場合や相続について補足がある場合は、別紙（様式任意）を添付ください。

※この届出の申告者は、固定資産税・都市計画税について、相続登記が完了するまでの間、地方税法第343条第2項に規定する現に所有している者（納税義務者）となります。変更が必要な場合はお知らせください。

※届出書の内容につきましては、当課では一切責任を負いません。相続人の皆様との協議をお願いいたします。

※相続人の代表者となる方が、現在固定資産税の口座振替登録をしている場合、相続人の代表者の口座から引き落としされることになりますのでご了承願います。

【通知番号】 ◇資産税課記入欄

【整理番号】

担当者	台帳処理者	処理年月日	反映年度	納税課
		R . .	R ~	

地方税法第9条の2第1項

納税者又は特別徵収義務者(以下本章(第13条を除く。)においては、第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徵収金の賦課徵収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第386条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徵収に関し必要な事項を申告させることができる。

上尾市税条例第74条の3

現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徵収に関し必要と認める事項

補足

地方税法第343条（固定資産税の納税義務者等）

固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。